

を以て相許すの心情より直に交渉委員五十名を食堂に集め協議するところあり。五十委員中の約三十名は軟化したれば、硬派も如何とも爲す能はず。即ち午前十時四十分より午後三時四十分に至る長時間協議の結果改めて左記五ヶ條の要求を作製し、此五ヶ條にして容れられんか本紛議を打切るべしとて間瀬課長に提出したり。

記 (原文のまゝ)

- 一、此度の争議は課長の誠意を信じて一任す。
- 二、澁谷復職の件(同日午前解雇せられたる者)
- 三、伍長(九名) 罷る事其れは三日以内に決行する事
- 四、此度の争議に對して絶対に犠牲者を出さざる事
- 五、澁谷解雇手當の件(澁谷復職不可能の場合)

此條件に對し間瀬課長は承認を與へたれば松木氏は其協議頭末を報告すべく職工一同を食堂に集め経過を説き且役付職工を猛烈に攻撃して喝采を博したり。茲に於て尙語を繼ぎ「一同納得の上は明日よりは平素の三倍を働き、今週中會社に與へたる損害は必ず來週中に取返すべし」と激勵するところあり。之に次で間瀬工作課長は「自身の動作が誤解を招き誠意の充分徹底せざりしを遺憾とする」旨釋明し、一度争議解決したり。

註：一職工談「今朝七時に出勤し、一時息をすて居り、たゞすると八時頃第三回の交渉委員澁谷が呼ばれて行つた。即ち歸つて來た

九時頃に事務員が澁谷の衣類全部を持つて行つたので二十餘名の實行委員と職工の大部分が事務所へ殺到し、澁谷を取かへす意りでした。すると機械工場の松本が私に任せるといふので一任したやうな譯で間瀬工作課長と松本との談判の結果を松本が報告しましたが、五十名の委員中二十名は軟化した三十名が反對したので結局、澁谷を復職せしめる事、最初吾々を勧誘して置きたる中途で裏切つた九名の組長を三日以内に職首する事、外三項目の要件を提出し再度の會見後、何とかするといふ返事でもあり間瀬課長の罪もあつたので兎も角二日は出勤することにして退場したのです」

九、内燃機の再罷工

一度解決せるが如く見えたる三菱内燃機はその實餘燼深く藏せられ居たり。硬二十委員は即日

「役付の者は吾々が最初提出した要件を會社に認容させる爲めにと稱し我々から要求提出委任状を徴して置き乍ら本日は全然我々の要件本旨に觸れ無い要求即ち同士中の裏切り者を處分せるとかさねとて所謂枝葉の問題を提出し、是で結末を告げやうとするのは以ての外だ。我々は慈な事では解決を見ん爲めに委任状を渡したのでは無い。我々は二日出勤して今一應委員が頭末を報告せしめた上、舊委員が愈軟弱なら新しい委員を擧げてどこまでも要求を貫徹させる決心である。」

と高唱するところあり。川崎の形勢、三菱艦装部の蹶起等硬派に味方する材料數多にして形勢再び怠業に傾くものあり。一方松本勇太郎氏は二日形勢案に相違するために出勤せず。而して工場は依然怠業を繼續したり。而して怠業職工は仕上職工一宅氏を代表者となし工作課長に面會を求め前日承認せられたる伍長解雇の實行を督促し來りしが課長は前日の約に背きて怠業を繼續せる不信を責めたり。一方松本勇太郎氏は會社の呼出しに應じて出勤し大に一同を説きたるも職工間の空氣を支配する能はず。晝食時間に到るや偶々前記一宅某氏は卓上に立ちて職工を激勵する演説をなし、松本一派を痛撃